

# 東北厚生局



Tohoku  
Regional  
Bureau of  
Health  
and  
Welfare

## 東北厚生局の所在地及び連絡先

東北厚生局ホームページ <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/>

### 東北厚生局

#### □総務部門 [総務課・企画調整課・年金管理課]

#### □指導部門 [管理課・医療課・調査課・指導監査課]

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階

TEL:022-726-9260(代表) FAX:022-726-9267

交通／JR仙台駅西口から徒歩10分

#### □健康福祉部

[健康福祉課・福祉指導課・医事課・食品衛生課・保険年金課]

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階

TEL:022-380-6020(代表) FAX:022-380-6022

交通／JR仙台駅西口から徒歩10分

#### □社会保険審査官

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階

TEL:022-208-5331 FAX:022-204-8607

交通／JR仙台駅西口から徒歩10分

#### □麻薬取締部

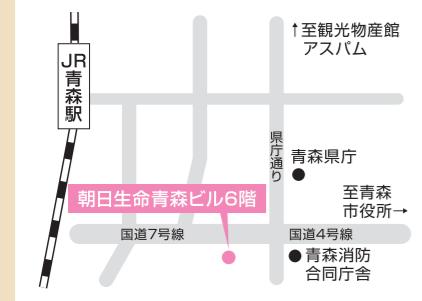
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎3階

TEL:022-221-3701(代表) FAX:022-221-3713

交通／仙台市営地下鉄「勾当台公園駅」下車徒歩5分



#### 青森事務所



〒030-0862

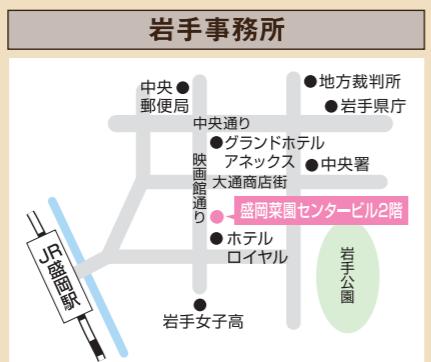
青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル6階

TEL:017-724-9200(代表)

FAX:017-724-9202

交通／JR青森駅東口から徒歩10分

#### 岩手事務所



〒020-0024

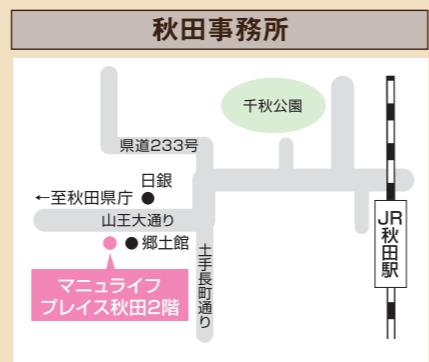
岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階

TEL:019-907-9070(代表)

FAX:019-907-9078

交通／岩手県交通・岩手県北バス「映画館通り」又は岩手県交通「菜園川前」下車徒歩1分

#### 秋田事務所



〒010-0921

秋田県秋田市大町3-4-1 マニュライフプレイス秋田2階

TEL:018-800-7080(代表)

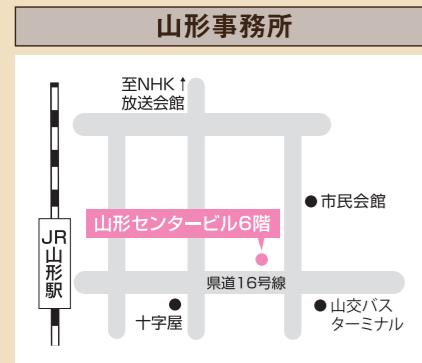
FAX:018-800-7078

交通／秋田中央交通バス「大町二丁目」下車すぐ



東北厚生局及び各県事務所には、当局専用駐車場がありませんので、来局(所)の際は徒歩または公共交通機関をご利用ください。

#### 山形事務所



〒990-0039

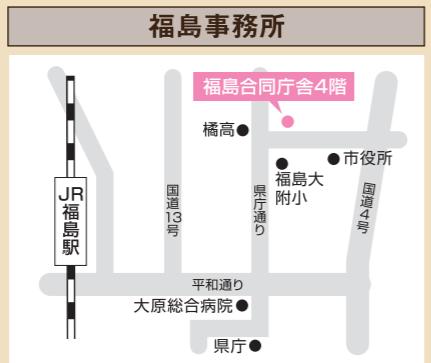
山形県山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階

TEL:023-609-0140(代表)

FAX:023-609-0139

交通／JR山形駅東口から徒歩5分

#### 福島事務所



〒960-8021

福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階

TEL:024-503-5030(代表)

FAX:024-503-5032

交通／福島交通バス「附属小前」下車徒歩2分

ひと、くらし、みらいのために



## 東北厚生局とは

**健やかで安心して生活できる社会を目指して**

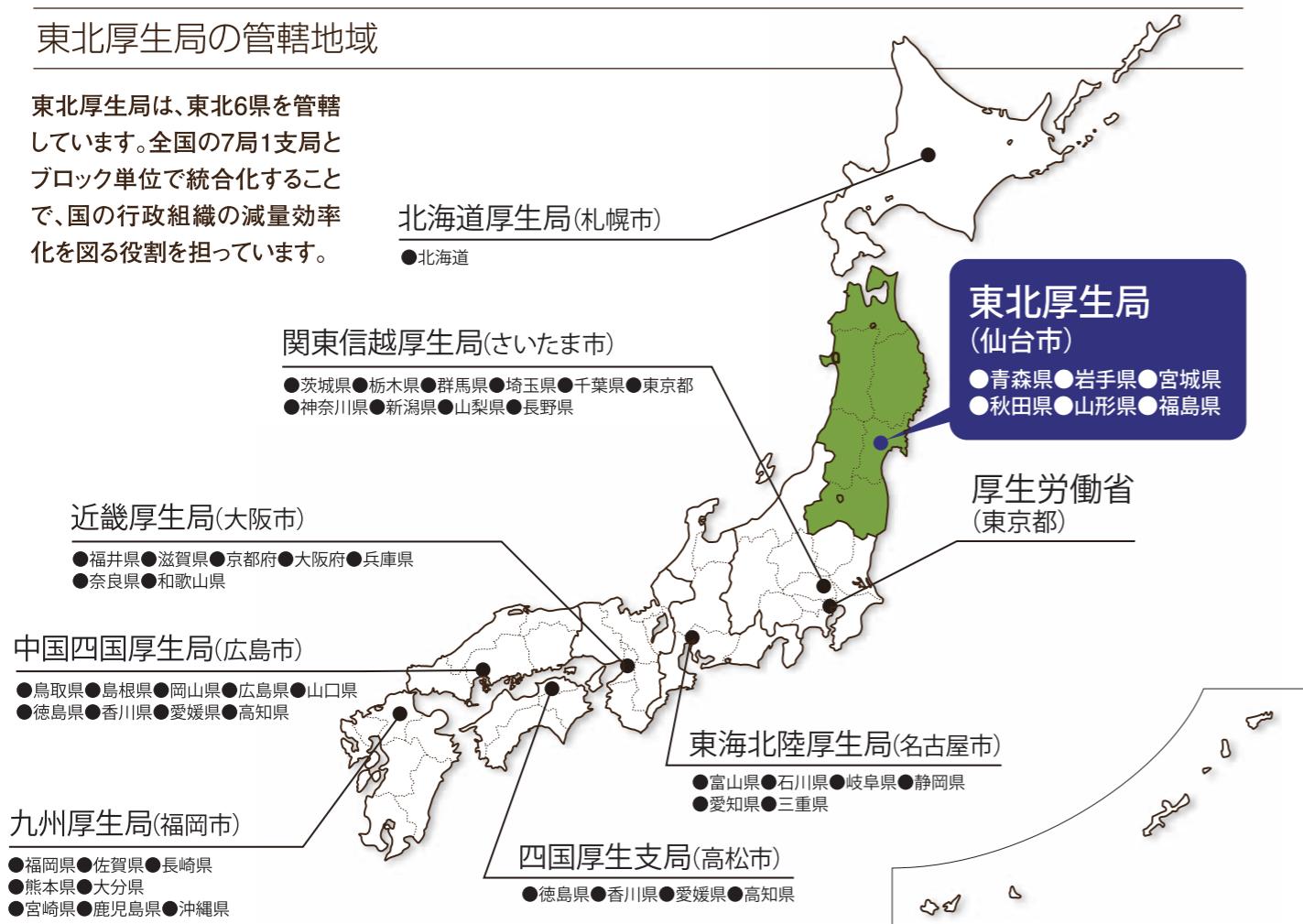
平成13年、中央省庁再編により、厚生省と労働省が統合した厚生労働省が設置されました。それに伴い、厚生労働省が所掌する事務の一部を移管して、全国に7局1支局の地方厚生局が置かれました。東北厚生局は、厚生労働省の地方支分部局の一つとして、みなさまの身近な、医療、福祉、保険などを支えています。

平成23年に起きた東日本大震災では、被災住民の医療及び避難所等の状況把握等に努め、本省や関係自治体に広範かつ速やかに情報を提供するなど、被災地の一日も早い復興を目指して活動を行ってまいりました。

今後も、みなさまの立場に立ち、国民一人ひとりが一生を通じて充実した生活を送れるよう、さまざまな課題に取り組んでまいります。

### 東北厚生局の管轄地域

東北厚生局は、東北6県を管轄しています。全国の7局1支局とブロック単位で統合化することで、国の行政組織の減量効率化を図る役割を担っています。



## 東北厚生局長

### 東北厚生局の組織図

#### 総務管理官

● 総務課	☎ 022-726-9260
● 企画調整課	☎ 022-726-9266
● 年金管理課	☎ 022-208-5330
● 社会保険審査官	☎ 022-208-5331

#### 健康福祉部長

● 健康福祉課	☎ 022-726-9261
● 医事課	☎ 022-726-9263
● 食品衛生課	☎ 022-726-9264
● 保険年金課	☎ 022-726-9265

#### 指導総括管理官

● 管理課	☎ 022-206-5215
● 医療課	☎ 022-206-5216
● 調査課	☎ 022-208-5332
● 福祉指導課	☎ 022-206-6935
● 指導監査課	☎ 022-206-5217
● 各県事務所(宮城県を除く)	

#### 麻薬取締部長

● 調査総務課	☎ 022-221-3701
● 捜査課	
● 情報官	
● 鑑定官	

※平成26年4月1日から組織が変更になりました。  
指導養成課が廃止され、業務を健康福祉課が引き継ぎました。  
また、指導部門の体制強化及び業務の効率化を図ることを目的として、調査課が新設されました。

保険医療機関等及び保険医等に関する各種申請、届出の窓口は、各県を管轄する事務所となります。なお、宮城県については、東北厚生局指導監査課が窓口となります。

## ● 総務課

- 東北厚生局の総務、人事給与、研修、福利厚生
- 医師・歯科医師、看護師等医療関係6職種の国家試験業務等
- 東北厚生局の所有する行政文書の情報公開等



P5

## ● 企画調整課

- 東北厚生局の政策実施に関する総合調整
- 医療の安全に関する取組の普及及び啓発
- 東北地方社会保険医療協議会の運営等



P5

## ● 年金管理課

- 日本年金機構が行う滞納処分等の認可
- 年金委員の委嘱・解嘱
- 国民年金事務費事務費交付金に係る審査事務等



P6

## ● 社会保険審査官

- 健康保険、厚生年金保険、国民年金等の被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等に関する処分に対する審査請求事務等



P6

## ● 健康福祉課

- 中小企業等協同組合、消費生活協同組合の指導監視
- 各種指定医療機関の指定、民生委員等の委嘱等業務
- 病原体等管理業務
- 保健衛生・福祉関係補助金等の執行等
- 看護師等、医療従事者や栄養士等、生活衛生分野及び指定保育士等、福祉分野の養成施設の指定・指導監督等



P7

## ● 医事課

- 医師の確保に関する業務
- 医師・歯科医師の臨床研修業務
- 医療安全の普及・啓発に関する業務
- 医療観察法の執行等
- 再生医療等安全性確保法に関すること



P8

# 主な業務内容

## ● 食品衛生課

- 総合衛生管理製造過程の承認及び監視
- 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督
- 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の監視指導
- 輸出水産食品及び輸出食肉認定施設等の査察
- 食中毒に係る調整事務
- 食鳥検査法に基づく指定検査機関の指定及び監査等
- 各種輸出証明書等

P9

## ● 保険年金課

- 健康保険組合の認可・指導監督
- 全国健康保険協会の指導監督
- 厚生年金基金、国民年金基金の承認・指導監督
- 確定拠出年金、確定給付企業年金に係る承認・認可・指導等



P10

## ● 管理課

- 東北厚生局の所管する医療法人の監督
- 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督
- 後期高齢者医療広域連合等に対する指導監督
- 社会保険診療報酬支払基金支部の監督等



P11

## ● 医療課

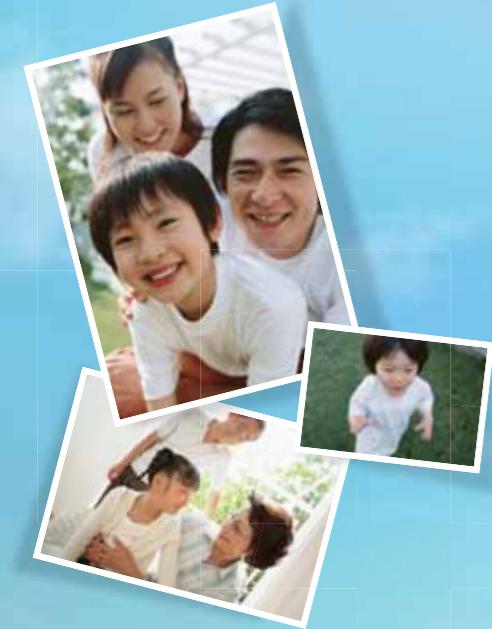
- 各県事務所等が行う指導監査業務の運営管理
- 国の開設する病院等の監督
- 特定機能病院に対する医療監視等



P11

## ● 調査課

- 保険医療機関、保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること
- 保険医療機関等の指導監査等における訴訟に関すること等



P12

## ● 福祉指導課

- 介護サービス事業者等に対する指導
- 市町村の介護保険事務に対する指導
- 東北厚生局の所管する社会福祉法人の指導監督等



P12

## ● 指導監査課

- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の申請・届出事務
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、柔道整復師等の指導監査
- 柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等
- 東北地方社会保険医療協議会宮城部会の運営等

P12

## ● 各県事務所 (宮城県を除く)

- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の申請・届出事務
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、柔道整復師等の指導監査
- 柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等
- 東北地方社会保険医療協議会各県部会の運営等

P12

## ● 麻薬取締部

- 麻薬・覚せい剤の取締りの実施
- 薬物乱用防止の普及・啓発
- 薬物に関する相談等

(相談電話:022-227-5700)

P13

ひと、くらし、みらいのために